

議案第 6 2 号

北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について

北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 2 6 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

北本市重度心身障害者医療費支給条例（昭和 5 8 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 2 級の障害を有するもの

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 8 条の規定による自立支援医療費の支給（以下「公費負担」という。）があった医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 1 条の 2 第 3 号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係る費用に限

る。)の自己負担分(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で公費負担が発生しなかった場合における精神通院医療に該当する医療費の自己負担分を含む。)をいう。

第3条第1項第1号ア中「(平成17年法律第123号)」を削り、同条第2項第4号中「前条第1項第4号又は第5号」を「前条第1項第5号又は第6号」に改め、同項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 前条第1項第4号に該当する重度心身障害者であって、北本市子ども医療費の支給に関する条例(昭和48年条例第29号)第3条に規定する医療費の支給の対象となるもの

(6) 前条第1項第4号に該当する重度心身障害者であって、北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成4年条例第28号)第3条に規定する医療費の支給を受けることができるもの

第4条第1項に次の1号を加える。

(3) 第2条第1項第4号に該当する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北本市重度心身障害者医療費支給条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の診療に係る助成金の支給について適用し、施行日以前の診療に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新条例の規定による受給資格の登録、受給者証の交付等に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(北本市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正)

4 北本市子ども医療費の支給に関する条例(昭和48年条例第29号)

の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「こども」の次に「（同条例第2条第1項第4号に該当するこどもを除く。）」を加える。

（北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正）

- 5 北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成4年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号中「いる者」の次に「（同条例第2条第1項第4号に該当する者を除く。）」を加える。